

平成 2 7 年 1 0 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日 開会

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成27年10月19日（月曜日）午後3時30分開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 提案理由の概要説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第12号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第 7 議案第13号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第14号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 委員会提出 秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正
議案第1号 する件
- 日程第10 委員会提出 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正
議案第2号 する件
- 日程第11 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第12 議会運営委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 渡 辺 正 宏 | 2番 | 後 藤 健 |
| 4番 | 仲 沢 誠 也 | 6番 | 由 利 昌 司 |
| 7番 | 児 玉 一 | 9番 | 伊 藤 榮 悦 |
| 10番 | 千 葉 健 | 11番 | 久留嶋 範 子 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 12番 | 菊地衛 | 13番 | 青柳宗五郎 |
| 14番 | 鹿兒島巖 | 15番 | 小林信 |
| 16番 | 佐々木文明 | 19番 | 渡邊彦兵衛 |
| 20番 | 畠山菊夫 | 21番 | 草階廣治 |
| 23番 | 松田知己 | 24番 | 菅原政一 |
| 25番 | 佐々木謙吉 | | |

欠席議員（6名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 3番 | 高橋大 | 5番 | 渡部幸男 |
| 8番 | 長谷部誠 | 17番 | 三浦正隆 |
| 18番 | 芦崎達美 | 22番 | 高橋浩人 |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 広域連合長 | 穂積志 | 副広域連合長 | 栗林次美 |
| 副広域連合長 | 佐々木哲男 | 代表監査委員 | 柴田暹 |
| 事務局長 | 須藤智明 | 事務局次長 | 水木卓 |
| 総務課長 | 菅原文夫 | 業務課長 | 佐藤庄二 |
| 会計管理者 | 鈴木学 | | |

議会担当職員出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 議会書記 | 佐々木崇 | 議会書記 | 渋谷美里 |
|------|------|------|------|

午後 3 時 3 0 分 開会

○議長（青柳宗五郎） ただいまの出席議員は 19 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年 10 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（青柳宗五郎） 議事に先立ちまして平成 27 年 8 月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

大仙市議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介いたします。

お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださいますようお願い申し上げます。

大仙市市議会議長の千葉健議員が広域連合議会議員として当選されました。よろしくお願ひ申し上げます。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 諸般の報告を行います。報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略します。

また、本日は、柴田暹代表監査委員に出席いただいておりますので、あわせて報告いたします。

日程第 1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、千葉健議員は 10 番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、渡辺正宏議員、松田知己議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、提案理由の概要説明を行います。

議案第12号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 平成27年10月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出議案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

まず、マッサージ施術に係る療養費の不正受給についてであります。

秋田市に本社を置くベルサポート株式会社が、平成25年9月から27年6月までの間

に、在宅マッサージによる施術回数の水増しや申請書への施術師の虚偽記載等により、療養費約3,000万円を不正に受給していたことが明らかになりました。

これに対して、ベルサポート及び同社社長に係る代理受領の取り扱いを、平成27年9月10日から5年間中止するとともに、不正受給額について返還請求をしたところであります。

なお、このたびの件につきましては、療養費の財源が公金であることや、同様事例の抑止という観点から、10月15日付で秋田県警に告訴状を提出いたしました。

今後も、今回のような不正請求事案に対しては厳正に対処するとともに、療養費の適正化に努めてまいります。

次に、横手市から派遣され自殺した職員の両親から訴えが出された損害賠償請求事件訴訟の状況についてであります。

7月24日に第1回口頭弁論が行われ、当広域連合の訴訟代理人により、原告の請求を棄却する内容の答弁書を提出しております。9月28日には第1回弁論準備手続が行われ、11月末に2回目の弁論準備手続が行われる予定であります。

さて、今議会には、補正予算案1件、決算認定2件、同意案1件を提出いたしております。

初めに、議案第12号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、平成26年度の医療給付費が確定したことに伴う国、県及び市町村負担金、並びに特別調整交付金の精算等によるものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ38億5,104万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,483億6,991万4,000円とするものであります。

次に、議案第13号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

歳入では、予算現額4億1,425万5,000円に対し、決算額は4億1,391万2,899円で、予算現額に対する収入率は99.9%であります。

歳出では、予算現額4億1,425万5,000円に対し、決算額は3億8,155万3,252円で、予算現額に対する執行率は92.1%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は、3,235万9,647円であります。

次に、議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付すもの
あります。

歳入では、予算現額1,483億3,543万6,000円に対し、決算額は1,531億
8,079万5,162円で、予算現額に対する収入率は103.3%であります。

歳出では、予算現額1,483億3,543万6,000円に対し、決算額は1,445億
1,974万7,012円で、予算現額に対する執行率は97.4%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は、86億6,104万8,150円であります。

以上、補正予算及び決算の概要を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な
決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出され
ております。

監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ
安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（青柳宗五郎） 提案理由の説明を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、一般質問を行います。通告がございませんので、以
上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第12号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）の件から

日程第8 議案第14号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、議案第12号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から日程第8、議案第14号平成2
6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件ま

で、以上3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第12号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から日程第8、議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括して議題といたします。

質疑の前に、柴田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田暹代表監査委員。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（柴田 暹） 監査委員の柴田でございます。

私から、平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものでございます。

以上、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（青柳宗五郎） これで柴田代表監査委員の報告が終わりました。

これより、議案第12号から議案第14号までに対する質疑を行います。14番鹿兒島議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

なお、鹿兒島議員より、質疑に関する補助資料について議場での配付の申し出があり、これを許可し、皆様のお手元に配付してございます。

14番鹿兒島議員、自席にて発言をお願いします。14番。

○14番（鹿兒島 巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。

私は、議案第13号及び14号について質問をさせていただきたいと思っております。

議長からお話しいただきましたように、質問に関する資料を提出させていただきました。この資料をごらんいただきながらお聞きいただければ幸いです。

この資料につきましては、一般会計と特別会計について予算額、補正額、それから決算額、そして不用額などについて25年度と26年度を対比した資料であります。

そこでまず、一般会計にかかわる表でありますけれども、これをごらんいただきながらお聞きさせていただきたいと思っております。

2款総務費1項一般管理費であります。25年度は当初予算に年度途中で減額補正を行っておりますが、決算では479万ほどの不用額となっているわけでありまして。26年度は予算額で前年度より270万ほど増額しておりますけれども、これを年度途中で前年度不用額に相当する486万ほどの減額補正を行いました。その上での決算でありますけれども、決算で862万の不用額となっております。

26年度の不用額は前年度に比して約倍増したということではあります。そこでお尋ねいたします。こういった決算となった要因は何かをお聞かせさせていただきたいと思っております。

また、一般会計の合計で、同様に25年度の当初予算額4億323万円が26年度で4億1,473万円、年度途中の減額補正、そして決算での1,437万円の不用額、26年度の当初予算額は、前年度当初予算額1,149万9,000円増額して、年度途中の減額補正を行って、決算で3,270万円、前年度の倍額を超えて不用額となっております。なぜこういった決算になったのか、お聞かせさせていただきたいと思っております。

一般会計は特別会計とは異なりまして、特別会計のほうは事業会計でありますから保険給付費の動向で、相当やはり年度によって違いがあるわけではあります。一般会計はそういうことではなくて、一般的な、平年的な事務費等の計上が主なものとなっておりますけれども、それが例年の実績とその年度の事業計画によって経費の精算が相当程度の精度の高さで行われてしかるべきと考えるわけではあります。こういった決算を見ますと、なかなかそうはなっていないように思えると。こういう不用額が大量に出た、あるいは精査が不十分と思わざるを得ない状況に私は考えているわけではあります。先ほど言った数字の動き等についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（青柳宗五郎） 答弁、須藤事務局長。

【 須藤智明事務局長 登壇 】

○事務局長（須藤智明） 鹿兒島議員の平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計決算認定の件についてのご質問にお答えいたします。

初めに、一般会計2款1項1目一般管理費の不用額が増となった主な要因についてですが、平成26年12月臨時会の補正予算により計上した第三者調査委員会費において、委員報酬や委員旅費、報告書作成経費などで、実績が当初の見込みを下回り、不用額が発生しております。

また、一般管理費には、派遣職員に係る人件費や宿舍借上料が含まれており、それらの費用の積算に当たっては、予算編成時における派遣職員の平均年齢や宿舍借り上げの必要性等を考慮し、予算編成しているものです。平成26年度については、新規に派遣された職員が平均年齢を下回る職員であったことや、宿舍の借り上げを要しない職員であったことから、派遣職員の人件費負担金や移転料、宿舍借上料などにおいて不用額が増となっております。

次に、一般会計合計の不用額が増となったことについては、3款民生費の特別会計への事務費操出金が約1,900万円、見込みより減少したことによるものでございます。

なお、一般会計に係る財源の大部分は、市町村からの負担金で賄われており、歳出予算に不足が生じ、市町村に追加の負担金をお願いすることのないよう精査し積算しているものであり、歳入歳出決算における差引残高については、翌年度の市町村の負担金において精算を行うものでございます。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） 14号のほうに触れることを落としましたので、改めて14号のほうに続いてお伺いをして、さらに再質問をさせていただきたいと思っております。

議案第14号であります。これは特別会計についてであります。この特別会計についての質疑についても、一般会計決算での質疑と同様の問題点があるというふうに私は考えます。

まず第1点目は、1款総務費1項総務管理費が一般会計と同様に不用額が増額となっていること、それから、5項保健事業費、7項諸支出金でも大幅増となっていることについては予算編成での精査が不十分であったと言わざるを得ないというふうに思っております。

また、保健事業費について言えば、25年度予算で2億2,115万円を計上して不用額を960万出しながら、26年度予算で前年度予算にさらに2,440万の増額計上を行っております。そして、その結果として前年度の不用額よりさらに703万円ほど多い1,660万円余りの不用額決算となっていると。こういった決算内容を見ますと、保健事業の事業計画と事業推進に問題があったのではないかと。特にこの保健事業については、前年相当額を残しておきながら、また増額をして、事業計画を立てたけれども、結局その決算では前年を上回る不用額を出してしまう。こういう事業計画でいいのかどうなのか。

さらに特別会計合計で前年度より7億5,000万ほど増額となる不用額があります。で、実質収支で前年度より約20億増の86億6,000万となっているものでありますが、これらについてはどうとらえているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、先ほどの一般会計の答弁にありました、この不用額として多くなった民生費（社会福祉総務費）、1,900万多くなったと。内容はどういうことでこういうふうが多くなったのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

以上、改めてお聞かせください。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。自席で結構です。

○事務局長（須藤智明） それでは、平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算認定の件についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1款1項総務管理費の不用額、約1,900万円についてでございますが、これは被保険者への各種支給決定通知等の件数が見込みを下回ったことや、国保連への業務委託に委託差金が生じたことによるものであり、これは先ほど説明いたしました一般会計からの事務費操出金の減少の理由となるものでございます。

次に、5款保健事業費については、市町村で実施している健康診査事業に係る費用相当額を補助金として交付するもので、保健事業実施計画の中で受診目標値を設定し、必要な費用を予算措置しております。この目標値に対し、受診実績が少なかったため不用額が生じたものでございます。

次に、実質収支額が前年度より増加した件についてでございますが、この増加分は、今回の補正予算にもありますように、国等への療養給付費の返還金が含まれており、その残りが急激な保険給付費の増等に対応する留保財源となっております。一定の留保財源は、保険者として健全な運営を維持するために必要であり適切な収支結果と考えております。

予算の編成に当たりましては、今後とも、保険者として、被保険者に対し、適切かつ必要な医療給付を行えるよう予算の確保に努めるとともに、事業の執行についても、効率性に十分配慮しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） 不用額のところについての見解が異なっているわけですが、例えば、先ほどお示しした資料の25年度、26年度一般会計部分、26年度不用額は全体予算に対する3.57%であります。26年度は約倍になって7.89%になっているわけですが、事務的経費については、これまで行ってきた中で平均的に把握できるわけですし、特別その年に必要なものについては、当然それに必要な、例えば賃借料等の問題等含めて言えば、使用料等について言えば、当然必要なものについては見積もり等を取って精査しているわけですが、そういう状況の項目が不用額が多い結果になって、

そして、結果的には先ほど言ったように年度を改めて不用額が増加してくるという経理のやり方、これはやはりあまりにも、何と申しますか、なれ過ぎているのではないかというふうに言わざるを得ないと思っているわけでありまして。

改めて、そういうことを含めて、やはり不用額というものについては、きちっとやはり年度計画と事業計画を実施する中で、そういう不用額ができるだけ少なくなるような予算計上をすべきだろうというふうに思っているわけですが、特に一般会計についてはですね。特別会計は、先ほど言ったように全体の額も多いわけですが、そのうち特に90%を占める診療報酬、ここの部分は非常に年度によって状況が違いますから比較できませんけれども、特別会計においてもいわゆる事務部分については、そういう予算の計上が必要ではないか。例えば、26年度における特別会計の不用額38億1,568万円、これは被保険者約19万人としても1人当たり2万1,000円ほどの額になると。また、実質収支額86億6,100万円は、これは1人当たりになれば4万5,000円を超える高額になるわけでありまして。すべてが——多くはですね——被保険者からの保険料ではありませんけれども、やはり保険料の軽減に回る部分もあるというふうに考えざるを得ないし、制度の安定が優先されて、制度によって守られるべき被保険者、後期高齢者の生活実態への配慮が行われていなければならない点について、不十分さがあつたのではないかというふうに疑念を感じるわけでありまして、ここのところ、この質問も最後の回数でありますので、連合長、特にお考えがあつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

【 穂積志広域連合長「議長、暫時休憩を」と呼ぶ 】

○議長（青柳宗五郎） 暫時休憩します。

〔 午後3時57分 休憩 ・ 午後3時57分 再開 〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積 志） 先ほど事務局長が申し上げたとおり、一般会計における不用額というのは、この職員というのは、皆さんの各自治体からの派遣で賄っているわけでありまして、我々としてはいずれ平均年齢をとりながら、それに合った報奨等々、そういったものについての予算額を精査したつもりでございます。また、個人の状況によりまして、通勤に、例えば宿舎、賃貸・借上げをしなければいけない等々の理由のある職員もまた発生するわけでありまして、それは派遣が決定した後でなければこちらのほうで精査することができません。したがって、一定の基準のもとでそういう形で予算を計上させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思ひます。

また、特別会計の不用額でございますけれども、こちらについても決して、まあ20億ほど例年より、昨年よりも残高があるわけでありまして、1日の金額とすれば、1日5億ぐらいの持ち出しがあるのでありまして、それを考えますと、4日分というような部分で、我々やはりきちんと保険者として実施するためには、それぐらいの誤差というのは許容される範囲だろうと、こんなふうに思っていますし、また、保険料につきましても、全国と比較しても低位にあるということで、被保険者に対しまして、意を用いてきているということでご理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員の質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案につきましては、ほかに質疑の通告がございませんので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号から議案第14号までの各案に対する質疑を終了いたします。

これより、議案第12号から議案第14号までに対する討論を行います。通告がございませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第12号から議案第14号までの各案に対する討論を終了いたします。

これより、順次採決いたします。採決は簡易表決により行います。

議案第12号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 9 委員会提出議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する件及び

日程第 10 委員会提出議案第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件

○議長（青柳宗五郎） 日程第 9、委員会提出議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する件及び日程第 10、委員会提出議案第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件、以上 2 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、委員会提出議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する件及び日程第 10、委員会提出議案第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。2 番後藤議員。

【 2 番 後藤 健議員 登壇 】

○2 番（後藤 健） 委員会提出議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由と改正要旨についてであります。議会運営委員会の委員の定数について、4 人に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

また、附則については、施行期日を公布の日からとするものであります。

次に、委員会提出議案第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由と改正要旨についてであります。請願について、議会運営委員会に付託しないこととするとともに、その他所要の規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

ます。

また、附則については、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青柳宗五郎） 説明が終わりました。

これから、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 質疑なしと認めます。これで委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号に対する質疑を終了いたします。

これより、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 討論なしと認め、これで委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号に対する討論を終了いたします。

これより、順次採決いたします。採決は、簡易表決により行います。

委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。委員会提出議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する件について採決します。

お諮りいたします。委員会提出議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 同意第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
同意を求める件

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1 1、同意第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により伊藤榮悦議員の退場を求めます。

【 9 番 伊藤榮悦議員 退場 】

○議長（青柳宗五郎） 本議案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） それでは、同意第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件について説明いたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である橋村誠氏が、平成 2 7 年 1 0 月 2 日をもって議員辞職したことから、その後任に伊藤榮悦議員を選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

私からは以上でございます。

○議長（青柳宗五郎） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、人事案でありますので、直ちに採決したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

同意第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件について採決いたします。この採決は、簡易表決で行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

伊藤榮悦議員の入場を求めます。

【 9 番 伊藤榮悦議員 着席 】

日程第 1 2 議会運営委員の選任

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1 2、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会運営委員の任期が 10 月 25 日で満了となることから、改選を行うものであります。

なお、本日の日程第 9 において可決された委員会条例第 2 条の規定により、選任する議会運営委員は 4 名であります。

議会運営委員の選任は、委員会条例第 6 条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。議会運営委員に、男鹿市長の渡部幸男議員、藤里町長の佐々木文明議員、能代市議会議長の後藤健議員、上小阿仁村議会議長の小林信議員をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、男鹿市長の渡部幸男議員、藤里町長の佐々木文明議員、能代市議会議長の後藤健議員、上小阿仁村議会議長の小林信議員、以上の各議員が選任されました。

なお、任期は 10 月 26 日からですので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） 穂積広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許可いたします。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

後期高齢者医療につきましては、今後も被保険者の増加が見込まれ、これに伴う医療費の増大にどう対応していくかが大きな課題であります。そのため、本制度の安定した継続が可能となるよう、国に対して責任ある財政支援を要望していくとともに、このたびの療養費不正受給のようなケースについては厳正に対処するなど、保険者としての役割をしつ

かりと果たしてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、平成27年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時12分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員